

平成 24 年 1 月 27 日

各 位

株式会社 りそな銀行  
株式会社 埼玉りそな銀行  
株式会社 近畿大阪銀行

## 『後見制度支援信託』の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 岩田 直樹）と、その信託代理店である埼玉りそな銀行（社長 上條 正仁）、近畿大阪銀行（社長 池田 博之）は、平成 24 年 2 月 1 日（水）より、「後見制度支援信託」の取扱いを開始いたします。

後見制度支援信託は、後見制度により支援を受ける方ご本人の財産のうち、現金や預貯金などの金銭を信託し、その中から後見人が管理する預貯金口座に対して、ご本人の生活費用などの支出に充当するための定期交付や、ご本人の医療目的などの臨時支出に充当するための一時金の交付が行われる商品です。

一般的な信託商品と異なり、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続は、家庭裁判所の指示にもとづき行われますので、家庭裁判所の関与のもとで安全にご本人の預貯金等を保全することができます。これにより、後見人の長期にわたる財産管理の負担を軽減し、ご本人の財産管理の客観性・透明性を確保できます。

本商品は、りそなグループの全支店（りそな銀行は有人出張所を含む）の窓口で受付するだけでなく、メールオーダーサービス（郵送）によるお申込みも可能です。お客さまからのお問合せ、ご相談にはフリーダイヤルの専用コールデスクを設置するなど、グループの拠点網と機能を最大限に活用し、お申込みの受付やご相談等、幅広く皆さまのご期待に応じてまいります。

りそなグループでは、従来から個人向け信託商品の開発や、弁護士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとの連携を通し、高齢者の皆さま等の財産管理支援に取り組んでいます。今後も信託機能を活用し、お客さまの様々なニーズにお応えしてまいります。

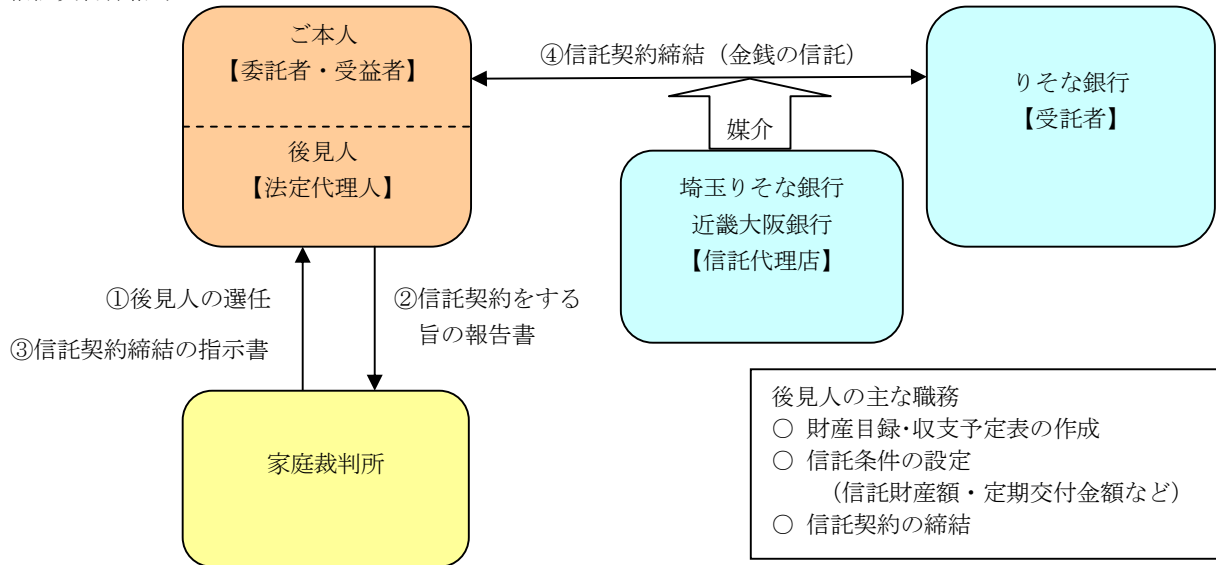
以 上

このお知らせは、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の「後見制度支援信託」の取扱開始に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。

別紙

【後見制度支援の仕組み】

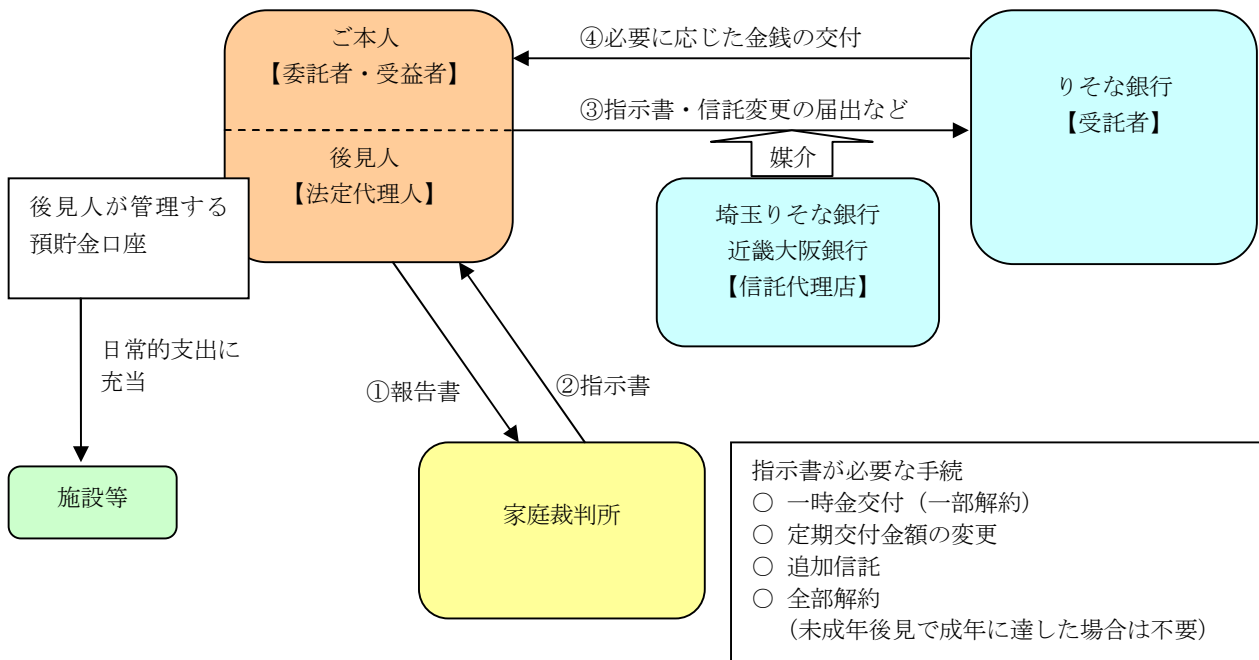
< 信託契約締結時 >



- 後見人の主な職務
- 財産目録・収支予定表の作成
  - 信託条件の設定 (信託財産額・定期交付金額など)
  - 信託契約の締結

- ① 家庭裁判所は、ご本人の財産管理として、後見制度支援信託を利用すべきと判断した場合は、専門職後見人（親族後見人を合わせて選定する場合があります）を選定します。
- ② その後見人は後見人制度支援信託の利用を判断し、家庭裁判所へ信託契約をする旨の報告書を提出します。
- ③ 家庭裁判所は、後見制度支援信託の利用が適していると判断し、指示書を発行します。
- ④ 後見人は指示書を信託銀行等（りそな銀行）へ提出し、信託契約を締結します。

< 信託期間中（信託終了時） >



- 指示書が必要な手続
- 一時金交付（一部解約）
  - 定期交付金額の変更
  - 追加信託
  - 全部解約 (未成年後見で成年に達した場合は不要)

- ① 信託契約期間中は、信託財産の一時金交付（一部解約）、定期的に交付される金額（定期交付金額）の変更、追加信託、および全部解約をする場合には、後見人は、家庭裁判所に報告書を提出します。※信託財産から必要な金額を定期的に交付することが出来ます。
- ② 家庭裁判所はその内容を判断し、指示書を発行します。
- ③ 後見人は指示書を信託銀行等（りそな銀行）へ提出し、手続を行います。

## 【商品概要】

項目	内容
商品名	後見制度支援信託（合同運用指定金銭信託）
ご利用者	家庭裁判所に後見制度支援信託の利用について、報告書を提出し指示書の発行を受けた後見人（被後見人）の方
目的	受益者のために財産を管理し、もって生活の安定に資すること
期間	信託契約が成立した日から、信託終了事由に該当することとなった日まで
預入金額	家庭裁判所の指示書により定める金額（5,000円以上、1円単位）
払戻方法	家庭裁判所の指示書に定める方法により、お支払いすることができます。
信託報酬	この信託の設定から終了までの間にお客さまにご負担いただく信託報酬、手数料は管理信託報酬、運用信託報酬および下記中途解約手数料の合計額です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 管理信託報酬            契約時報酬（追加信託は除く）として、150,000円および消費税を申し受けます。            定例管理報酬として、月額3,000円および消費税を申し受けます。</li> <li>● 運用信託報酬            金銭信託の運用収益からお客さまへの配当額を差し引いた金額（元本に対して、年0.01%から5%の範囲内）</li> </ul>
中途解約（一部・全部解約を含む）・契約変更の取扱い	家庭裁判所の指示書に基づき、中途解約・契約変更することができます。 解約される場合は、信託契約日からご解約のお申出の前日までに生じた税引き後の収益を限度とし、金銭信託（元本補てん契約付）（期間5年以上）の中途解約手数料により算定した解約手数料を申し受けます。
信託の終了事由	次のいずれかに該当した場合は、信託終了となります。 （1） ご本人さまの死亡 （2） 受益者の後見開始取消審判が確定したとき、もしくは未成年後見において、受益者が成年に達した日以降に解約手続をしたとき （3） 信託財産が毎月の交付金額に満たなくなったとき
その他ご留意いただく事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご本人の財産を安定的に運用するために、元本補てん付の指定金銭信託を利用します。この元本補てん付の指定金銭信託は、金銭のみを信託することができるものであり、管理できる財産は金銭に限定されています。</li> <li>● 定例管理報酬（月額3,000円）および消費税は信託財産から申し受けるため、受益者への交付金額の累計額が当初元本を下回る可能性があります。</li> <li>● この信託は、『後見制度支援信託のお申込書』および『合同運用指定金銭信託約款』『後見制度支援信託の特約条項』によりお取扱いいたします。本商品をご利用の際には、必ず併せてご覧ください。</li> <li>● お申込みに関しては、当社所定の審査が必要となります。</li> <li>● 税金のお取扱いにつきましては、必ず税理士などの専門家にご相談ください。</li> </ul>

## 【本商品のリスクについて】

- ・ この信託では、貸付金、株式等の有価証券で運用することもあり、貸出先や有価証券発行先の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により、信託元本に欠損が生じる可能性があります。
- ・ 信託元本に欠損が生じた場合には、信託終了時にりそな銀行が補填します。ただし、りそな銀行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には補填を履行できない場合があります。
- ・ この信託の元本は預金保険制度の対象となります。
- ・ 利益の補足は行いません。この信託では、貸付金、株式等の有価証券で運用することもあり、貸出先や有価証券発行先の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により、配当率が予定配当率を下回る可能性があります。

## 【商号、登録金融機関である旨、登録機関番号及び加入協会等の記載について】

- ・ 商号等／株式会社埼玉りそな銀行  
 登録金融機関／関東財務局長（登金）第593号  
 加入協会／日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
- ・ 商号等／株式会社近畿大阪銀行  
 登録金融機関／近畿財務局長（登金）第7号  
 加入協会／日本証券業協会